

[利用契約書]

岩国医療連携情報システム利用契約書

岩国医療連携情報システム（以下「システム」という）の利用にあたり、システムを整備・運用する岩国市医師会（以下「甲」という）と、システムを利用する医療機関開設者（以下「乙」という）との間で必要な事項を定め、その内容に両者合意の上で契約（以下「本契約」という）を結ぶものとする。

（利用者の責務）

- 第 1 条 乙がシステムを利用する際は、法および条例を遵守しなければならない。
- 2 乙は規定に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
 - 3 乙はシステムを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は撮影・複製・保存・公開・提供をしてはならない。
 - 4 乙は情報セキュリティに常に注意し、ID番号、パスワード(以下「ID番号等」という)を、当該医療機関職員を含め乙以外に利用させてはならない。
 - 5 乙はシステムに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
 - 6 乙は患者と取り交わした同意書の原本を保管し、複写した同意書を各連携医療機関（情報提供側病院）へ配布することの同意を得るものとする。

（利用許諾）

- 第 2 条 甲が乙へシステムの利用を許可するのは、乙がシステム利用規定（以下「利用規定」という）に定める事項すべてを遵守することに同意する場合に限る。
- 2 前項の規定に定めのないことについては、岩国医療連携情報システム協議会（以下、「協議会」）で審議し、甲の議決を経て決定する。

（契約の解除）

- 第 3 条 甲又は乙は、次の各号いずれかに該当するときにはこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の条項又は利用規定に違反したとき
 - (2) 乙より契約の解除の申出があったとき。

（個人情報の保護）

- 第 4 条 乙はこのシステムを利用するにあたり、個人情報の取り扱いを定めた法を遵守しなければならない。

(損失補填)

第 5 条 ネットワークを利用して生じた漏洩および損害、および紛争は甲がその処理に当たるものとする。ただし、乙の故意又は重大過失による漏洩および損害、および紛争にあっては利用規定に基づき甲が設置する協議会の意見を聞いたうえで甲乙協議してその処理に当たるものとする。

(その他の協議事項)

第 6 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は甲乙協議の上、利用規定に基づき甲が設置する協議会の意見を聞いたうえで定めるものとする。

平成 26 年 4 月 1 日

甲 岩国市室の木町 3 丁目 6 番 11 号
一般社団法人 岩国市医師会
会 長 小 林 元 壮

乙

〔個人情報取扱特記事項〕

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人と識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。